

○ 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業  <del>「仮想通貨交換業」</del>又は「認定資金決済事業者協会」とは、そ          れぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定          する前払式支払手段発行者、資金移動業、<del>仮想通貨交換業</del>又は認定          資金決済事業者協会をいう。</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」とは、法第三条第一項に規          定する前払式支払手段をいう。</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次          に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 法第六十三条の二の登録を受け<del>ない</del>で<del>仮想通貨交換業</del>を行<del>って</del>          いる者を知ったときは、その者及び当該者が行<del>う</del><del>仮想通貨交換業</del>  <del>に関する情報</del></p> <p>七 その他利用者の利益を保護するために認定資金決済事業者協会          が必要と認める情報</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業          」又は「認定資金決済事業者協会」とは、それぞれ資金決済に関す          る法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発          行者、資金移動業又は認定資金決済事業者協会をいう。</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」とは、法第三条第一項に規          定する前払式支払手段をいう。</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次          に掲げるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 その他利用者の利益を保護するために認定資金決済事業者協会          が必要と認める情報</p>

(認定資金決済事業者協会への情報提供)

第六条 法第九十七条に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一～三 (略)

四 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は仮想通貨交換業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項

五 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業及び仮想通貨交換業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六 (略)

(認定資金決済事業者協会への情報提供)

第六条 法第九十七条に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一～三 (略)

四 前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項

五 前払式支払手段の発行の業務及び資金移動業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六 (略)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号。次条において「改正法」という。）の施行の日（平成 年 月

日）から施行する。ただし、附則第 条の規定は、公布の日から施行する。

（改正法施行前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第 条 改正法第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第六十三条の二の登録を受けようとする者（新資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者が設立した一般社団法人に限る。）は、この府令の施行前においても、銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第 号）第 条の規定による改正後の資金決済に関する法律施行令第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、新資金決済法第八十七条の認定を受けるために必要な準備行為を行うことができる。